特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
7	生活保護に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
本市は，生活保護に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり，特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い，よって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
周南市長

公表日
令和6年3月18日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護事務
②事務の概要	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 医療扶助オンライン資格確認について ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理（※） ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務（※） ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等（※） （※）社会保険診療報酬支払基金へ委託
③システムの名称	生活保護システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等、団体内統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名
生活保護世帯員情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 情報利用の根拠 (1)番号法第9条(利用範囲)第1項、第2項 　番号法別表第1の15の項及び別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第15条 (2)番号条例第3条(個人番号の利用範囲)第1項及び第3項 2. 情報提供の根拠 （1）番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第11号 　番号法別表第2の情報提供者が「都道府県知事等」のうち特定個人情報の欄に「生活保護関係情報」が含まれる項（9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64，70、87、90、94、104、106、108、116、120）、番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2の2及び第59条の3 （2）番号条例第4条（特定個人情報の提供）第1項第2号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 （1）番号法第19条第8号 （2）番号法別表第2の9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64，70、87、90、94、104、106、108、116及び120の項のうち情報提供者が「都道府県知事等」の項並びに番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2の2及び第59条の3 2　情報照会の根拠 （1）番号法第19条第8号 （2）番号法別表第2の26の項並びに別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	周南市役所　福祉部　生活支援課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	周南市役所　福祉部　生活支援課　（山口県周南市岐山通1丁目1番地　TEL:0834-22-8453）

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	周南市役所　福祉部　生活支援課　（山口県周南市岐山通1丁目1番地　TEL:0834-22-8453）

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人以上　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月1日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは 進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは 進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 医療扶助オンライン資格確認について ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理（※） ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務（※） ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等（※） （※）社会保険診療報酬支払基金へ委託	事後	
令和6年3月1日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	生活保護システム	生活保護システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等、団体内統合宛名システム	事後	
令和6年3月1日	Ⅱ　しきい値判断項目　1.対象人数　いつ時点の計数か	令和３年３月１日時点	令和６年３月１日時点	事後	
令和6年3月1日	Ⅱ　しきい値判断項目　2.取扱者数　いつ時点の計数か	令和３年３月１日時点	令和６年３月１日時点	事後	
令和6年4月1日	5.評価実施機関における担当部署①部署	周南市役所　こども・福祉部　生活支援課	周南市役所　福祉部　生活支援課	事前	
令和6年4月1日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	周南市役所　こども・福祉部　生活支援課　（山口県周南市岐山通１丁目１番地　TEL:0834-22-8453）	周南市役所　福祉部　生活支援課　（山口県周南市岐山通１丁目１番地　TEL:0834-22-8453）	事前	
令和6年4月1日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	周南市役所　こども・福祉部　生活支援課　（山口県周南市岐山通１丁目１番地　TEL:0834-22-8453）	周南市役所　福祉部　生活支援課　（山口県周南市岐山通１丁目１番地　TEL:0834-22-8453）	事前	